

初診・再診時の定額負担料金について

平成28年4月1日法律（厚生労働省療担規則等）改正により、初診・再診時に、定額負担料金（自費）をご負担頂きます。

○初診の場合

他の保険医療機関等からの紹介状を持参せずに、当院に直接受診された患者さんについては、初診時の定額負担料金（自費）として**医科 5,400 円、歯科 3,240 円**をご負担頂きます。

『紹介状を持参せずに、当院を直接受診した患者さん』については、次の場合も含まれます。

- ①以前当院を受診し、すでにその病気が治癒したが、その後、別の病気等で当院を受診した場合
- ②当院を受診したことがなく、他の保険医療機関等からの紹介状を持参しない場合

○再診の場合

当院での治療が終了し、他の保険医療機関等へ紹介した後に、他の保険医療機関等から紹介状を持参せずに、当院を受診した患者さんについては、再診時に定額負担料金（自費）として**医科 2,700 円、歯科 1,620 円**をご負担頂きます。

○定額負担料金のご負担いただかない場合は次のとおりです。

- ①当院の他の診療科を受診している場合
- ②医科と歯科の間で院内紹介された場合
- ③特定健康検診、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた場合
(指示を受けた旨がわかる文書を提示させていただく場合がございます。)
- ④救急医療事業、周産期事業等における休日や夜間に受診した場合
- ⑤労働災害、公務災害等、公費負担制度の対象となっている場合
- ⑥災害により被害を受けた場合
- ⑦その他、当院が直接受診する必要性を特に認めた場合

定額負担料金の導入については、重篤な患者さん等に対し、高度かつ専門的な医療を特定機能病院や大病院が担えるよう厚生労働省により制定された制度です。

当院は、高度かつ専門的な治療を担う**特定機能病院**です。受診される場合は、紹介状を持参していただくことを原則とさせていただきます。本院、循環器医療センター、救急センター、歯科医療センター全てが対象となります。

ご不明な点がございましたら、職員までお問い合わせ下さい。